

【フ イ ッ ト ネ ス ラ ス タ 利 用 規 約】

第1条（名称・目的）

伊丹市立生涯学習センタースポーツ施設「フィットネスタスタ」は伊丹市民の健康維持・増進およびスポーツの振興を図ることを目的とする

第2条（所在地）

伊丹市南野2丁目3番25号（伊丹市立生涯学習センター3、4階）

第3条（運営・管理）

管轄：伊丹市教育委員会

指定管理者：公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団

第4条（使用許可条件）

満年齢16歳以上であること。但し、次に該当される場合は使用できません。

- （1）感染症や伝染病、及びこれに類する疾病を有する方。
- （2）医師から運動等を禁じられている方。
- （3）集団的・常習的に反社会行為を犯す恐れのある団体等に関係している方。
- （4）利用規約に承諾頂けない方。
- （5）公の秩序、風俗その他公益を害する恐れがあると認められるとき。
- （6）建物または、付属設備もしくは備品を損傷し、または滅失する恐れがあると判断したとき。
- （7）他の利用者に迷惑をかける等管理上支障があると認められるとき。
- （8）その他指定管理者（いたみ文化・スポーツ財団）がその利用を不相当と認めるとき。

第5条（申し込み等）

- （1）利用者は、当規約をご理解の上、所定の使用許可申請書と健康アンケート用紙に必要事項を記入し提出ください。
- （2）種別確認の際、学生証および障がい者手帳を提示ください。尚、オリエンテーション時に顔写真1枚を提出ください。

第6条（利用料のお支払い方法等）

- （1）定期利用者の方は、申込時に利用料を2カ月分現金でお支払いいただきます。3ヶ月目以降は、金融機関口座から自動振替となります。振替日は、利用月前月の28日とし、受付で直接お支払いいただく場合も同日までとします。尚、原則としてお支払いいただいた利用料は返金できません。
- （2）一時利用の方は、申し込みと同時に支払いいただきます。

第7条（退会等）

定期利用を取り消す場合は、原則として取消月の前月5日までに利用取消届けを受付に提出ください。尚、次のいずれかに該当する行為があった場合については利用を取消させていただきます。

- （1）2ヶ月以上利用料が支払われないとき。
- （2）利用の条件に違反したとき。

第8条（休会）

休会制度はありません。

第9条（変更事項の届出）

定期利用者は、住所・連絡先等使用申請書記載事項に変更があった場合は、速やかに受付まで提出ください。年齢が60歳以上となった場合も同様に提出ください。

第10条（未成年者の取り扱い）

未成年者（20歳未満）が定期利用者になるときは、保護者が同意し署名したうえ、申し込むものとします。この場合、保護者は自ら定期利用者になった場合と同様に、利用規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第11条（施設の閉鎖、利用制限）

一部施設を利用して一般の方を対象にスポーツ教室等を開催する場合があります。この場合、利用者は教室として使用している施設については原則として使用できません。また、次のような場合、施設を一部閉鎖もしくは、入場規制、利用制限をする事があります。

- （1）天災・地変・疫病等の理由により施設利用が不可能になった場合
- （2）施設の設備等やむを得ない事由が発生したとき
- （3）法令の制度改正、社会情勢、経済状況の著しい変化
- （4）その他やむを得ない事由が発生したとき

尚、上記に該当する場合、指定管理者（いたみ文化・スポーツ財団）は利用者に対する補償は一切いたしません。

第12条（利用者の事故）

利用者は、自己責任と危険負担において施設をご利用いただきます。利用中に生じた傷害等不慮の事故についてのみ施設が付保している保険の範囲内において、その責を負うものとします。

第13条（定期利用者カードの取り扱い）

申し込み手続きを完了された方には、定期利用者カードをお渡しします。定期利用の方は、利用する場合必ず定期利用者カードをご持参ください。

第14条（定期利用者カードを紛失・毀損）

定期利用者カードを紛失・毀損した場合は、受付へ届け出て再交付の手続きをしてください。但し、再交付については実費分110円(税込)いただきます。

第15条（運動時の服装）

フィットネス利用につきましては、各スポーツ種目にふさわしいウェア等を着用ください。トレーニングルーム・スタジオ（健康ルーム）ご利用の際は、室内シューズでご利用ください。プールは、スイムキャップ・インナーパンツ等を着用ください。

第16条（契約ロッカー）

1カ月600円(税込)。原則として年間契約（年額7,200円税込）して頂ける方に貸出をいたします。

第17条（その他）

施設利用料金等については、経済情勢の変動等により変更させていただく場合があります。その他、利用規約に定めない事項が発生した場合は、指定管理者（いたみ文化・スポーツ財団）がこれを定めるものとします。

第18条（利用時間および休館日）

（1）利用時間

	開館時間	受付締切時間	施設利用時間
平日	午前10時～午後9時30分まで	午後8時30分	午後9時まで
日・祝日	午前10時～午後5時まで	午後4時	午後4時30分まで

（2）休館日は、毎週火曜日及び年末年始（12月29日から1月3日）。但し、火曜日が祝日の場合は、翌平日が休館日となります。

（3）臨時休館日及び開館時間に変更する場合は、その都度お知らせします。

第19条（利用種別および利用料金）

利用種別			利用料		ご利用内容
			市内	市外	
全日定期利用	一般	月額	8,500円	10,200円	時間制限なし
	シルバー		5,500円	6,600円	
	障がい者		—	—	
平日定期利用	一般	月額	7,000円	8,400円	土・日・祝日を除いた 平日10:00～17:30まで
	シルバー		4,500円	5,400円	
	障がい者		—	—	
定期利用	ナイト	月額	5,000円	6,000円	平日と土曜日の18:00からご利用
	ホリデー				土・日・祝日のみご利用
	学生		4,500円	5,400円	時間制限なし
一時	一般		1,500円	1,800円	時間制限なし
	シルバー		750円	900円	
	障がい者		750円	—	

（1）シルバーとは60歳以上

（2）月額とは1日から月末までの利用料金

（3）伊丹市・宝塚市・川西市・三田市及び猪名川町に在住、在勤・在学以外の方は市外料金

【遵守事項等】

<施設内における遵守事項>

- (1) 施設内は酒気を帯びた方の入場はお断りします。また、施設内での食事は禁止です。
- (2) プールを除くトレーニングルーム、スタジオ（健康ルーム）、更衣室ロッカーはすべて室内シューズをご利用ください。
- (3) 施設内でのビデオ・写真撮影は固くお断りします。但し、市及び指定管理者が記録用及び広報目的等で撮影する場合があります。（名札などを着用いたします）
- (4) 施設内での火気の使用はできません。
- (5) 器具、備品などを故意に破損、故障させた場合は実費弁償となります。
- (6) 暴力団関係者の方、泥酔者及び刺青（入れ墨）・タトゥーを露出されている方の使用はできません。

<トレーニングルーム・スタジオ（健康ルーム）における遵守事項>

- (1) 体調不良等が見受けられる場合はスタッフの指示により運動を中止していただく場合がございます。
- (2) スタジオ（健康ルーム）は、原則プログラム途中での入退室はできません。万一、体調不良等の場合はスタッフへお申し付けください。
- (3) ダンベルなどの備品等を投げたり、落としたりしないでください。
- (4) 個人で複数の機器の占有利用はできません。
- (5) 機器にあたり、予約表などの記載をお願いします。

<プールにおける遵守事項>

- (1) プール利用時には必ずタオルを持参し所定の場所に置いてください。また、プールから更衣室ロッカーへ入る際にはタオルで体についた水分を十分に拭き取ってください。
- (2) プールに入る前には必ずシャワーを浴びてください。
- (3) 遊泳の際はスイムキャップ・インナーパンツ等を必ず着用してください。
- (4) アクセサリー（ピアス、ネックレス、時計、指輪）類は身につけないでください。
- (5) 眼鏡をかけたままでの入水の際は、眼鏡バンドの装着をお願いいたします。
- (6) 化粧・整髪料・マジック・ボディペイント等は洗い落としてください。（クレンジングは各自でご準備をお願いします）
- (7) レッスン等で一部コースが使用できない場合がございます。
- (8) プールサイドは走らないでください。
- (9) 飛び込み・飛び降り禁止です。
- (10) 採暖室は水着着用でご利用ください。尚、室温につきましては、安全を第1に考え、40度前後の、適正な温度で管理いたしますので変更はできません。

<禁止事項>

- (1) 他の利用者やスタッフ、当スポーツ施設への中傷。
- (2) 他の利用者やスタッフへの暴力行為。
- (3) 奇声、大声を発する行為や迷惑行為。
- (4) 叩く、壊す、物を投げる等、他の利用者やスタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5) 他の利用者やスタッフに対するストーカー行為。
- (6) 露出、痴漢等、法令や公序良俗に反する行為。
- (7) 刃物など危険物・動物を当スポーツ施設内へ持ち込む行為。
- (8) 施設内における許可を得ていない物品販売行為、営業行為、勧誘行為、政治活動行為や署名活動行為。
- (9) 長時間スタッフを拘束する行為。
- (10) 運動目的以外での長時間滞在する行為。
- (11) 運動に不適切な服装・装飾・履物による施設利用。
- (12) 施設内での喫煙や飲酒行為。（電子・無煙タバコ等を含む。）
- (13) 立ち入り禁止区域、スタッフ用通用口、施設管理事務所内へ立ち入る行為。
- (14) 当スポーツ施設と契約を結んでいないパーソナルな指導行為。
- (15) その他、施設側が利用者としてふさわしくないと認める行為。